

## 返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求職者へ変換いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

| 在籍期間            | 返戻金の割合 |
|-----------------|--------|
| 入社後1箇月以内に退職した場合 | 80%    |
| 入社後2箇月以内に退職した場合 | 70%    |
| 入社後3箇月以内に退職した場合 | 50%    |
| 入社後4箇月以内に退職した場合 | 40%    |
| 入社後6箇月以内に退職した場合 | 30%    |

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

株式会社ソーシャル・アジア・イノベーション  
許可番号 40ーユー301688